

久喜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年久喜市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「以下「情報公開条例」という」を「第２１条において「情報公開条例」という」に改め、同条第１０項中「以下」を「別表において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第３０条」を削る。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項」を「人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項」に改める。

第１９条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４９条において」を削る。

第２８条第２項中「この章において」を削る。

第３２条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第３３条第３項中「この章において」を削る。

第３９条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第４０条第３項中「この章において」を削る。

第４９条中「保有個人情報の特定」を「保有個人情報の特定に資する情報の提供」に改める。

第５４条から第５６条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別表第３９条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１） 第２条第１０項の改正規定（「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める部分に限る。）及び別表の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日

（２） 第５４条から第５６条までの改正規定 刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日

（経過措置）

- この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。